

## 宅建朝から1問 宅建業法 保証協会 宅建R01-33-3《#909》

【問】正誤をつけよ。

保証協会の社員は、新たに事務所を設置したにもかかわらずその日から2週間以内に弁済業務保証金分担金を納付しなかったときは、保証協会の社員の地位を失う。



【答え】正しい

《ポイント》弁済業務保証金分担金の納付【宅建★入門】

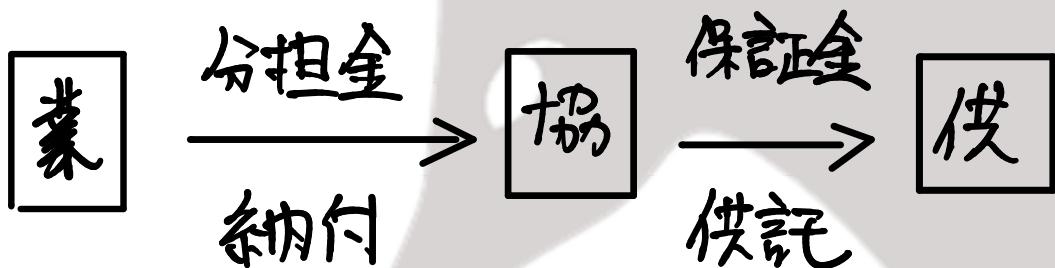
保証協会の社員は、新たに事務所を設置したときは、その日から2週間以内に、弁済業務保証金分担金を保証協会に納付しなければならない。

⇒ 従たる事務所(支店)ごとに30万円の割合による金額

保証協会の社員は、前項に規定する期間内に、これらの規定による弁済業務保証金分担金を納付しないときは、その地位を失う。

⇒ 当該地位を失つた日から1週間以内に、営業保証金を供託しなければならない





【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>